



改正 長期優良住宅法

令和4年2月20日から

認定申請手続きが変わります

経過措置あります

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部が改正され、令和4年2月20日に施行されることに伴い、長期優良住宅の認定手続きが変更となります。

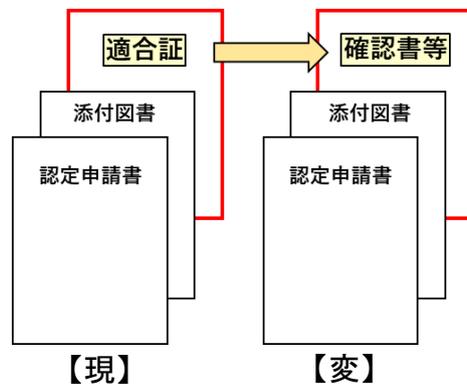
認定申請に係る手数料も変わりますので、ご注意ください。

主な変更内容は、以下のとおりです。

1 認定申請時の添付図書の変更

登録住宅性能評価機関が交付する適合証に代わり、確認書等^{*}を添付することになります。

^{*}確認書等：認定申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し



2 手数料の変更

下表のとおりとなります。

区分		改正前		改正後		
		「適合証」が添付された場合		「確認書等」が添付された場合		
		新規 認定申請 (法第5条第1項 から第3項)	変更 認定申請 (法第8条第1項)	新規 認定申請 (法第5条第1項 から第4項)	変更 認定申請 (法第8条第1項)	
一戸建て住宅	新築	8,000	4,000	13,000	7,000	
	増築・改築	11,000	6,000	19,000	10,000	
共同住宅等	5戸以下	新築	14,000	7,000	23,000	12,000
		増築・改築	19,000	10,000	33,000	17,000
	6戸以上 10戸以下	新築	23,000	12,000	36,000	18,000
		増築・改築	33,000	17,000	53,000	27,000
	11戸以上 30戸以下	新築	31,000	16,000	58,000	29,000
		増築・改築	46,000	23,000	86,000	43,000
	31戸以上 50戸以下	新築	57,000	29,000	92,000	46,000
		増築・改築	83,000	42,000	137,000	69,000
	51戸以上 100戸以下	新築	96,000	48,000	139,000	70,000
		増築・改築	142,000	71,000	208,000	104,000
	101戸以上 200戸以下	新築	156,000	78,000	235,000	118,000
		増築・改築	232,000	116,000	352,000	176,000
	201戸以上 300戸以下	新築	192,000	96,000	297,000	149,000
		増築・改築	285,000	143,000	445,000	223,000
	301戸以上	新築	204,000	102,000	337,000	169,000
		増築・改築	304,000	152,000	505,000	253,000

3 経過措置等

- 認定申請手数料の変更については、令和4年3月31日まで経過措置を設けます。
- 改正法の施行に併せて、豪雨災害リスク等の高い区域における認定基準の設定を予定しています。

問合せ先（建設地を所管する各建設事務所にお問合せください）

福島県	東北建設事務所建築住宅課	024-521-2575 (直通)	喜多方建設事務所建築住宅課	0241-24-5727 (直通)
	県中建設事務所建築住宅課	024-935-1462 (直通)	南会津建設事務所建築住宅課	0241-62-5337 (直通)
	県南建設事務所建築住宅課	0248-23-1636 (直通)	相双建設事務所建築住宅課	0244-26-1223 (直通)
	会津若松建設事務所建築住宅課	0242-29-5461 (直通)		

市 申請に係る住宅の計画敷地が福島市、郡山市、いわき市、会津若松市^{*}、須賀川市^{*}の場合は該当市にお問合せください。
^{*}会津若松市及び須賀川市は、建築基準法第6条第1項第四号の住宅が該当となります。